四街道市史編さん基本方針

平成29年 2月16日 四街道市長 佐渡 斉

1. これまでの経緯

本市では、これまで、市(町)史について以下のとおり取り組んできた。

昭和45年 9月:「四街道町史編さん条例」制定

昭和50年 3月:『四街道町史 通史編』刊行

昭和51年11月:『四街道町史 兵事編上巻』刊行

昭和54年12月:『四街道町史 社寺史』刊行

昭和56年11月:『四街道市史 兵事編中巻』刊行

平成 2年 5月:『四街道市史 近世編史料集 I』刊行

平成14年 3月:市史研究誌『四街道の歴史』発刊

平成24年 3月:『市制施行30周年記念誌 四街道の歴史』刊行

平成25年 3月:『四街道市史料目録 第1集』刊行

平成 12 年 4 月に、市史編さん事業を総務部総務課から社会教育課へ移管、「市史編さん室」を設置した。平成 24 年 4 月には「市史編さん室」と文化財保護管理・埋蔵文化財発掘調査事業を併合、社会教育課内に新たな"文化財グループ"を設置し、基礎資料の充実を図るべく、史料収集、古文書整理、市史研究誌・古文書目録刊行などを推進してきた。

2. 策定の趣旨

本市は、佐倉藩西洋式砲術演習地の流れを受け継いだ明治時代以降、"関東一の大砲射撃場"、"軍隊のまち"として発展してきた。そして終戦を迎えた昭和 20 年以降、旧陸軍施設を転用した文教都市化と旧陸軍演習地の農地開拓化を推し進め、高度経済成長期を挟み、住宅団地開発により人口も急激な増加を辿った。また地域の活性化に大きく寄与する J R総武本線を始め、東関東自動車道や国道 51 号線(佐倉街道)が市内を通り、国道 16 号線に隣接することから、都心や成田空港、千葉港などへのアクセス性に優れた地域特性を備えるようになった。その時代の流れの中で、昭和 30 年に千代田町と旭村の合併により四街道町が誕生し、平成 27 年には 60 周年を迎えた。これら歴史的大転換を迎えた近現代の時代を、後世に伝えるべく資料調査・収集・研究に努め、全貌を明らかにしていく必要がある。

その一方で、今から約1,300年前の古代大和王権が制定した「大宝律令」において、国号

が今日の"日本"に定められた中、地方行政区画「下総国千葉郡物部郷(旧千代田町域)・山梨郷(旧旭村域)」として編成され、当時の行政・経済・文化圏が現代へ脈々と受け継がれている。緑豊かな田園風景が広がる鹿島川・小名木川・手繰川などの河川を中心に、八木原貝塚・物井古墳群など数々の史跡や、中近世の時代より続く数々の古村・民俗風習・社寺、和良比堀込城・物井古屋城などの城館屋敷跡が遺り、旧石器時代から江戸時代まで様々な地域資源・資産(地域活性化する上での特徴・素材)を有している。これらの時代は、これまでの市町史で大局的に明らかにされたが、各時代における詳細は未だ未解明・未刊行という課題を抱えている。

市民の中には、これらの地域資源・資産を深く理解する人々も増え、地域の歴史・文化を 学び、活かし、"市民アイデンティティ"を追求する諸活動も活発になってきている。ゆえに、 "ふるさと四街道"に深い誇りと愛着を持てる"郷土愛の醸成"と、本市ならではの未来へ向け た"まちづくり"を推進するため、新たな"市史編さん"が必要とされている。

また、先人たちの築いてきたこの町の過去から現代まで成り立つ経緯を知り、未来はどこへ進むのか、どうあるべきか、市民がその答えを見い出すためにも"市史編さん"は重要である。

これらを踏まえ、平成 26 年よりスタートした『四街道市総合計画』では、施策「文化の 創造と歴史の継承」において、具体的取り組みとして"①指定文化財等の活用の促進や古文 書等の歴史資料の収集・整理を進めるとともに、歴史資料が適正な環境のもとで保管され整 理・活用が図られるよう努めます"、"②地域資産の発掘・管理・活用をボランティアと協力 して行います"、"③郷土の歴史を明らかにし後世に継承するため、市史編さんを進めます。 また、その活用を図ることで、市民の郷土愛を育みます"と掲げている。

この基本方針は、四街道市総合計画における施策「文化の創造と歴史の継承」の実現と、新たな四街道市史編さんを推進するため、基本的な方向性と計画を示し、今後の市史編さんの骨格とするために定めるものである。

3. 市史編さんの目的

市史編さんの目的は、以下のとおりとする。

- (1) 旧町村・市域に関する歴史的変遷を学術的かつ系統的に記述した市史の刊行により、 史実を後世に伝えるとともに、郷土に対する理解と関心を深め、市民等の郷土愛を育む。
- (2) 旧町村・市域に関する人々の諸活動を記録した地域史料を次世代へ引き継いでいくため、歴史的公文書や古文書、古写真、考古資料等を含む文化財、民俗、自然等の資料調査・収集・整理を行い、適正な保存に努める。
- (3) 収集・整理された資料等の研究・活用を図ることにより、四街道市における様々な地域資源・資産価値の向上と発展に寄与するとともに、まちづくりに役立てる。

4. 市史編さんの基本方針

市史の編さんは、以下の基本方針に基づいて行うものとする。

- (1) これまでの町・市史編さんの蓄積と最新の歴史研究の成果の上に立ち、未完・未解明となっている時代や地域を踏まえつつ、新たな市史を編さんする。
- (2) 学術的な検証に耐えうる信頼性の高い水準を満たし、後世へ伝えるにふさわしい市 史を編さんする。
- (3) 市内外・国外から広く資料を調査、収集、研究し、活用及び一般公開できる体制づくりに努める。
- (4) これまでの町村合併の経緯を踏まえ、旧町村域に関連する歴史、経済、文化的な特性に配慮しながら市史を編さんする。
- (5) 写真や図版を多く使用するほか、四街道市ホームページ、その他デジタルメディアも積極的に活用を検討し、広く市民に親しまれる市史を編さんする。
- (6) 体験者・関係者からの聞取りを行い、それらを活用した市民共通の財産としての市 史を編さんする。

- (7) 平易簡潔な文章で読みやすく、まちづくりや学校教育での活用にも配慮した、わかりやすい市史を編さんする。
- (8) 市内外の歴史研究団体、各種関係機関、研究者等と連携し、新たに郷土の歴史を掘り起こすことに努めるほか、市史編さん目的の普及と将来の人材育成を図る。

5. 刊行計画

- (1) 市史編さんの刊行計画は、別に定める。
- (2) 刊行計画は、資料の調査・収集状況や事業の進捗状況等により、随時見直しを行う。

6. 頒布方法

発行部数や体裁等を含め、購入しやすい頒布価格の設定、場所、方法となるように努め、 広く周知する。

7. 付帯事業

市史編さんに対する市民の理解を得るとともに、調査成果の還元や普及に努めるため以下の付帯事業を行う。

- (1) 『市史研究誌』刊行による研究成果の定期的な周知
- (2) 歴史展・講演会・講座等の開催
- (3) その他、必要と認められる事業

8. 市史編さん組織

市史編さんに伴う組織は、以下のとおりとする。

(1) 市史編さん委員会 市史編さんの基本方針、事業の計画及び運営、その他重要事項を審議する。学識経験 者、市職員、その他市長が適当と認める者で組織する。

(2) 市史編さん主任

自治体史編さん等に深い知識又は経験を有する者のうちから委嘱し、学術的な調査及 び執筆・編集の総合調整を行う。

(3) 市史編さん調査・執筆委員

事業・刊行計画等に基づき委嘱し、市史の調査・執筆を行う。詳細については別に定める。

(4) 市史編さん協力員

市史編さん事業において、必要な調査や歴史資料の収集・整理等に協力する。詳細については別に定める。

(5) その他

その他、必要と認められる者

9. 事務局

- (1) 市史編さんに関する事務は、「市長の権限に属する事務の補助執行」として教育委員会教育部社会教育課文化財グループが取り扱う。
- (2) 市史編さんを円滑に遂行するため、事務局の組織体制については、常に適正な人員配置と施設の整備に努める。

10. その他

この基本方針に定めるもののほか、市史編さんに必要な事項は別に定める。